

令和7年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

令和7年12月22日（月）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第 3 同意第 7号 監査委員の選任について
- 第 4 同意第 8号 公平委員会委員の選任について
- 第 5 同意第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 6 議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第71号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第73号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第75号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第76号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第77号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第78号 京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第79号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第80号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例等の一部を改正する条例の

制定について

- 第 1 7 議案第 8 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 8 議案第 8 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 8 3 号 令和 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 0 議案第 8 4 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 8 5 号 令和 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 2 議案第 8 6 号 令和 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 8 7 号 令和 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 8 8 号 令和 7 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 5 議案第 8 9 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 議案第 9 0 号 令和 7 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 9 1 号 令和 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 8 発委第 7 号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 2 9 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1 番 樋口 由実 君
- 2 番 居谷 知範 君
- 3 番 西山 芳明 君
- 4 番 谷口 勝巳 君
- 5 番 山崎 眞宏 君
- 6 番 山崎 裕二 君
- 7 番 奥田 健次 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 伊藤 康二 君
- 10 番 畠中 清司 君
- 11 番 大澤 順可 君

1 2 番 松村 英樹 君

1 3 番 梅原 好範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町 長	畠 中 源 一 君
副 町 長	山 森 英 二 君
総 務 部 長	松 山 征 義 君
健 康 福 祉 部 長	中 川 豊 君
産 業 建 設 部 長	栗 林 英 治 君
企 画 情 報 課 長	堀 友 輔 君
総 務 課 長	田 中 晋 雄 君
財 政 課 長	山 内 明 宏 君
デジタル政策課長	田 畑 昭 彦 君
税 務 課 長	小 山 潤 君
住 民 課 長	大 西 義 弘 君
福 祉 支 援 課 長	原 澤 洋 君
健 康 推 進 課 長	宇 野 浩 史 君
子 育 て 支 援 課 長	保 田 利 和 君
医 療 政 策 課 長	中 野 竜 二 君
農 林 振 興 課 長	山 内 敏 史 君
商 工 観 光 課 長	片 山 健 君
土 木 建 築 課 長	小 松 聖 人 君
上 下 水 道 課 長	村 田 弘 之 君
会 計 管 理 者	谷 口 玲 子 君
瑞 穂 支 所 長	豊 嶋 浩 史 君
和 知 支 所 長	山 内 善 史 君
教 育 長	松 本 和 久 君
教 育 次 長	岡 本 明 美 君
学 校 教 育 課 長	四 方 妃 佐 子 君

社会教育課長 西山直人君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	樹山敬子
書 記	山本美子
書 記	松谷洋二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

12月16日、議会運営委員会が開催され、要望に関し、研究協議しました。

12月17日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告が行われました。

12月19日、議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に係る編集会議が行われました。

本日、本会議終了後、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様、よろしくお願いたします。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第2、選挙管理委員及び同補充員の選挙》

○議長（梅原好範君） 日程第2、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員に田中敏夫君、坂本達也君、稲元幹生君、野間眞知子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました田中敏夫君、坂本達也君、稲元幹生君、野間眞知子君が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、十倉さちよ君、小倉きくみ君、寺谷すま子君、北村優幸君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人として定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました十倉さちよ君、小倉きくみ君、寺谷すま子君、北村優幸君が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序について、お諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、議長が指名しました順序に決定いたしました。

《日程第3、同意第7号 監査委員の選任について》

○議長(梅原好範君) 次に、日程第3、同意第7号 監査委員の選任についてを議題としま

す。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 監査委員の選任についてということですが、監査委員の主な年間の業務についてお示しいただきたいのと、もう一点、今まで住民監査請求が監査委員において受理されて監査されたことはあるのかどうか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 年間の業務でございますが、いわゆる例月監査というものが毎月ございます。それから決算監査、今議員がおっしゃったような監査請求でありましたり、そういったことはまれでございますが、これまで監査請求があったのは私の記憶の中では1件だけでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第7号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第7号 監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第7号は、同意することに決定いたしました。

《日程第4、同意第8号 公平委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第4、同意第8号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 同じような質問ですが、公平委員会委員は、年間どれぐらい定期的に

会議が開かれているのか。そして、臨時的に会議が開かれたこと、例えば、公平委員会に関して、いろいろとこれを公平委員会にかけてほしいといったようなことが今まであったのかどうかについても答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 公平委員会の年間、今までの業務でございますが、これは年に1回研修をお世話になっております。その際に、公平委員会の皆さんには、町の状況をお伝えしているというのがほぼほぼ1回しかないということです。

それから、臨時的に開催するような案件があったかということでございますが、これについてはございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第8号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第8号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第8号は、同意することに決定いたしました。

《日程第5 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第5、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 同じようなことですが、固定資産評価審査委員会委員の年間の主な業務、固定資産評価審査委員会委員に関しましては任期が3年ということですが、主には評価替えのときが一番大変かなというふうに思うんですが、そういったことも含めて答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 土地の評価が出ました際に、その状況を踏まえて、町の状況を委員さんにお知らせをしておるというのが年に1回ございます。評価替えということもお話がありましたけども、それも含めて年に1回、この3年間は続いているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第9号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

《日程第6、議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第6、議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第71号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第7、議案第71号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○8番（東まさ子君） 今回の条例改正は、マイナンバー法による医療費助成を受ける際に、資格情報を確認する手段として、これまでは受給者証を提示しておりましたが、今回の改正で、マイナンバーカードでも確認できるよう自治体と医療機関等をつなぐ情報連携システム（PMH）を導入するということでありました。マイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものであり、制度発足以来、社会保障・税・災害対策の分野に限定してきましたけれども、その後の法の改正で利用範囲を拡大してきました。今回の条例改正で老人医療費の支給でありましたり、すこやか子育て医療費助成、心身障害児者、ひとり親家庭に対する医療費支給など、受診する際にマイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用できるようにするというものでありますけれども、このシステム導入におきましては、医療機関のシステム改修をする必要があるのか。また、システム改修の状況はどうかお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） 先ほどご質問いただきました医療機関等の改修ですけども、実際には医療機関等のシステムは改修する必要があります。ただ、今回の条例改正にお

きましては、仕組みづくりをつくるというところの条例改正になりますので、各医療機関、どれだけ改修費用がかかるかというのは、こちらでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

議案第71号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第8、議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 今回、期末手当を0.05か月上げて3.4か月分の支給に改めるといことです。加算率を加えて1.2を掛けた額になるわけですが、この3.4か月という水準は、京都府内の26市町村においてほとんど同じ水準なのか。それとも、京丹波町が高いのか低いのかといったところが分かりましたら答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 正確な数字は持ち合わせておりませんので、ご容赦いただきたいと思いますが、これはほとんど人勧どおり実施している市町村が多いと思いますので、ほぼほぼ水準どおりかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、議案第73号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第9、議案第73号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 今回、条例改正が可決されましたら、令和7年4月に遡及して、初任給1万2,000円であるとか1万2,300円引き上げるといったところの措置、その他

が行われるということになります。その時期に関していつになるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 実際の支払いの時期というふうな理解でよろしかったかと思いますが、これは年内に処理をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第10、議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○8番（東まさ子君） 今回、会計年度任用職員の給与改定についてであります。常勤職員の給与改定が行われた場合と同じように、4月に遡及して実施がされるという国の通知が来

ていると思うんですけども、本町が令和8年1月1日にされている理由についてお聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 国からは、常勤職員の改定を行った場合につきましては、地域の実情を考慮しつつ、同様の改定を行うことが望ましいという通知があるのは承知をしております。本町では、国の考え方や近隣の状況等も確認しながら、今年度の人勧対応については、財政状況も考慮しながら3か月前倒し実施で令和8年1月1日としたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○8番（東まさ子君） 近隣の状況はどういうふうになっているのか。京都府内はどういうふうになっているのか。

それから、会計年度任用職員の給与改定に係る費用についてでありますけれども、これは地方交付税で対応されるのではないかと。

また、常勤職員の給与改定が4月に遡って行われる根拠についてもお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 近隣の状況でございますが、これについては遡及しておる市町村もあるというふうに聞いております。

それから、費用でございますが、おっしゃるように地方交付税が入っておるのは事実でございますが、どの程度入っているかについては、私のほうでは資料を持ち合わせていないところでございます。

それから、4月1日の根拠でございますが、これは人勧によりますと、民間企業との給与額差の水準の比較が4月1日ということになっている関係から、そこに遡及するというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○8番（東まさ子君） 近隣の状況については詳しくは調べておられないということでありませう。常勤の職員と同等の仕事もされている方も多いと思うので、やはりそういう会計年度任用職員の処遇について、町としては責任があるのではないかとと思うので、もっと近隣の状況も含めて調査をして、国の通知どおり4月に遡って行うというのが町の必要なことではないかと思っております。

それから、4月に遡る理由というのが、4月の民間の給与実態に応じてやっているということですので、会計年度任用職員も常勤職員と同じように、4月に遡ってするのが基本ではないかと思えます。

それから、交付税については、あまり詳しく分からないというようなことでありましたけれども、一緒に働いている職員のことですので、やっぱり責任を持って調査もして、国が常勤職員に準じてということ言ってるわけでありましてけれども、それに向かってやっていくべきではないかと思えます。昨年度と同じような答弁でありましたので、これはやっぱりきちんとやっていただくということを求めたいと思えますけれども、いかがですか。

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時24分

○議長（梅原好範君） 再開します。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 先ほども申し上げましたように、近隣の状況も勘案しつつ、総合的に地域の実情を反映させたという状況でございますので、今回については1月1日から前倒し実施をさせていただくというものでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第75号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第11、議案第75号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

畠中君。

○10番（畠中清司君） 2点、伺います。

府内での現在の納付時期はどのようになっているかということと、期間を十分に確保することで利便性は図られると思うんですけども、納付に関してはどのように捉えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） まず、1点目の府内の状況でございます。令和7年度、今年度ですけれども、4月が9団体、5月が16団体、6月が1団体となっております。来年度、4月の2団体が5月に移行されるというふうに聞いております。

次の納付の状況につきましてですが、現状、自主納付という形で納付書で納めておられる方が大体約6割ほどございます。そのうち、納付書がお手元に届いてから大体1週間前後で納付される方が約半分ぐらいです。あと、納期限ぎりぎりに納められる方が11%ほどあるというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

畠中君。

○10番（畠中清司君） ただいま審議中の議案第75号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の改正は、軽自動車税の納期限を現行の時期から見直し、住民にとって支払いがより

計画しやすい時期へと調整することを目的としております。納期限を適切に調整することにより、家計の集中負担の緩和、忙しい時期に納付書の処理を行う負担の軽減、結果として納付率の向上など、住民と行政の双方にとってメリットがあると考えます。近年、町税は、電子決済や口座振替など多様な納付方法が普及しておりますが、依然として納期限直前の集中が避けられず、納期限を見直すことで、収納事務の平準化、未納の減少、担当課の事務効率向上が期待できます。効率化は限られた職員体制で事業を維持していく上で非常に重要であり、行政運営の健全化につながるものと考えます。軽自動車は、京丹波町のような広い町域において生活の基盤であり、通勤・通学、通院、買物など、町民生活に欠かせない交通手段であります。その維持に係る税負担について、住民の事情に沿った納期を設定することは、住民サービスの質の向上として評価されると思います。納期限の見直しが納税者の混乱や負担増を招くことはなく、むしろ利便性を高める改良であります。本改正は、税率改正ではなく、あくまで納期の改善、合理化であり、町民の利便性、収納事務の安定性、行政効率化という3点から見て十分に妥当性があり、今後の持続可能な行政運営に資するものであります。

よって、京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第76号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第12、議案第76号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

東君。

○ 8 番（東まさ子君） 今回の条例改正は、個人番号カードを利用したオンラインによる子育て医療費助成の受給資格を確認するというもので、これまでの受給者証は不要になるというものであります。そこで、実施時期が令和 8 年 3 月 23 日ということですが、受給者証が必要、また不要な医療機関の情報及びシステムエラーが起きた場合の対応など、保護者や医療機関への丁寧な情報発信が必要となると思いますが、どのように対応していくのかお聞きをしておきます。

それから、すこやか子育て医療費助成制度は、現在、中学 3 年生まででとどまっておりますが、対象年齢を引き上げ、18 歳まで拡大してはどうか。高校生になると受給者証は発行されないの、中学生までとは違い、病院窓口で一旦 3 割負担をしなくてははいけません。子どもたちが誰もが安心して医療にかかれること、お金の心配なく子育てができる制度、これをつくるのが今ほど求められているときはありません。

この 2 つについての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） まず、1 点目でございます。3 月 23 日から施行ということになっておりますけれども、この受給者証につきましては、現在交付させていただいてるのがそのまま使えます。先日、補足説明でも申し上げましたように、医療機関のほうが対応いただくことが大前提になりますので、それについては順次拡大してくると思っておりますけれども、受給者証については交付をさせてもらったままになりますので、そちらを利用いただけたらというふうに考えております。

それと、すこやか医療費の年齢の拡大の関係でございますけれども、本年の 9 月議会におきまして、森田議員の一般質問にも答弁をさせていただきましたとおり、現在検討を進めておるといような状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 東君。

○ 8 番（東まさ子君） 18 歳まで拡大することについて検討しているということでしたが、個人番号カードを利用した条例改正も、すこやか子育て医療でしたら、保護者も便利になるということで実施がされるものと理解しております。行政の仕事も減るといふこととやられているというふうに理解しておりますけれども、今回、条例改正を検討していただくのであれば、助成制度から漏れてしまう対象者をなくすこともできますし、出生時に受給者証を交付すれば、18 歳になった 3 月まで利用ができて、新たな申請や交付が不要になるということで、行政の手間も省けるということでもあります。検討ということでもありますので、

ぜひとも18歳まで拡大していただけるように、これは意見として……

○議長（梅原好範君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時37分

○議長（梅原好範君） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○5番（山崎眞宏君） この条例の施行日が令和8年3月23日というふうになってるんですが、老人医療もそうなんですが、中途半端な日にちのように見えるんですけど、この日にちの意味合いをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 施行日に関してでございますけども、京都府自治体情報化推進協議会で共同利用させていただいてる、うちもこの団体に入ってるわけでございますけども、そちらのシステムで、PMH連携の本番運用開始日ということでこの日を設定させていただいております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第77号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第13、議案第77号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

議案第77号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第78号 京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第14、議案第78号 京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 委員会でも確認したのですが、給水区域で、下山丸山、胡麻広野との隣接の、いわゆる飛び地は給水区域になっていないという答弁でありましたが、そのほか、

給水区域がそういったケースになっている事例があるのかどうか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 下山の丸山につきましては、確かに貯水の給水は行っておりませんが、そのほかでは現時点ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

議案第78号 京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第79号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第15、議案第79号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

議案第79号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第80号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について》

○議長(梅原好範君) 日程第16、議案第80号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番(山崎裕二君) 議案第79号にも共通することなんですが、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備の工事を行うことができるようにするという所要の改正ですが、その効果について、どういったことが想定できるか答弁を求めます。

○議長(梅原好範君) 村田上下水道課長。

○上下水道課長(村田弘之君) 議案第79号とも同じことではあるんですけども、今もありませんように、この前提が災害その他非常の場合ということで、主に災害のことを想定されてるわけです。委員会でも説明させていただいた内容と重なるんですけども、災害になりますと町内の例えば給水の工事業者でありますとか、排水の工事業者でありますとかも被災者になることがあります。自分のところも被災者である中で、他の被災者の工事復旧になかなか携われない。業者の絶対数が限られてくる、不足してくるという場合において、このような状況になりましたら、他の市町村長、これは都道府県を越えての話になるんですけども、そちらの数を確保するというので、業者の数が確保できるというようなことが一番の効果かなと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

議案第80号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（梅原好範君） 日程第17、議案第81号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○5番（山崎眞宏君） 6点聞きます。

まず、資料の3ページ、会社の概要が書いてあるんですけども、構成員が但馬東洋珈琲株式会社となっているんですが、なぜこの会社になってるのかということをお伺いいたします。

といいますのは、この但馬東洋珈琲株式会社を調べましたところ、主な事業内容がコーヒー豆の焙煎及び販売、カフェプランニング等としか分からなかったんです。先日、補足説明のときに、但馬東洋珈琲は、株式会社クロスプロジェクトグループという会社のグループ会社であると伺いました。そこでクロスプロジェクトグループをちょっと調べますと、事業内

容が但馬東洋珈琲の概要に書かれているような内容でありました。ということは、クロスプロジェクトグループでいいのではないかと思うんです。ここに書かれている資料を見ますと曖昧という分かりづらい。但馬東洋珈琲の事業内容にはこういうことはうたっていないし、クロスプロジェクトグループにはうたっている。どちらかという大きい会社がクロスプロジェクトグループで、その下が但馬東洋珈琲になるのかなと思います。だったらクロスプロジェクトグループが上でいいのではないかと思うので聞いておきます。というのは、主要な施設管理実績というところにアップかなベスキー場とあるんですけど、このアップかなべを見ますと、ここをやってるのは但馬東洋珈琲ではなくてアドバンス株式会社となっております。ということは、ちょっと違うのかなと。

それと、京都府立山城総合運動公園の指定管理を見ますと、ここはクロスプロジェクトグループが入っております。ここは珈琲会社とはなっていてクロスプロジェクトグループとなっているということで、まず、クロスプロジェクトグループではなくて、珈琲会社を構成員にしたということ、ジョイントベンチャーとしてそこにしたという理由をまず1点伺います。

2点目ですが、ジョイントベンチャーをされた中に、今までにない民間企業の経営方針を取り入れて活性化するということでした。ジョイントベンチャーの体制でガバナンスとリスクというのがあると思うんですけども、今回、中心会社がグリーンランドみずほになると思うんです。そうすると、経営責任と最終責任はどっちが負うのかお伺いいたします。2点目です。そのJVの責任とリスク分散はどうなってるのかも伺いいたします。

次です。指定管理期間が10年とあるんですが、10年にされたというのは、長期に指定管理すると、人材やハード、経営手法を通して投資回収も視野に入れたということだと思うんです。ホームページに出ていますグリーンランドみずほの利活用に関する官民連携手法導入可能性調査、これは日本総研がつくってます。日本総研との関わりというのは、この関係にあるのかないのかも伺いいたします。

次、4点目です。指定管理候補者の選定について評価があったのですが、この評価点を見るしかないですね。どこがいい悪い、どちらかというのを選んだと思うんですけど、このときジョイントベンチャーとしては、それこそKPIとか、KGIとか、中間目標とか、最終目標とかというのがどこにあるのか。私らでは見られないので、その辺があればお示しください。

それと、この間の補足説明で、施設の目的、規模、機能などを踏まえて、住民サービス向上、利活用を図るためとあったと思うんですが、どの施設をどのような方法でいつまでに改

善するの。具体的な計画は見えないんですけど、これもお知らせください。といいますのも、先ほどの日本総研の資料89ページ、資金調達条件にかがやき広場のことが書かれています。ここを改修するのに3億円ほど想定しているというのがあるんですけど、これは3億円かけてやるということが既成事実なのかどうかをお伺いいたします。

同じく90ページに、グリーンランドみずほに係る全ての売上げが民間事業者の収入となることを想定するとあります。ジョイントベンチャーで運営した場合、本町には利益が幾らか入ってくるのか入ってこないのか。ただ、指定管理料を払ってる。ここを管理していただくお金を出すだけで、売上げ等の中を何も加味せず、町には何も入ってこないのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 片山課長、7点の質問がありましたので、順序立てて答弁いただきますようお願いいたします。

片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず、順序立てて答弁をさせていただきます。

今回、経営にJVとして入ってきている但馬東洋珈琲株式会社は何ぞやというところに、まず発するんだと思うんですけども、もともと但馬と名前がついてるとおり、但馬地方で珈琲会社をやっていた会社ではあるんですが、実は議員も今おっしゃった、ここにも書いてございます山城総合運動公園の指定管理者の一部でありますクロスプロジェクトグループという株式会社、それから、アップかなべを指定管理として運営しています、今、議員もおっしゃったアドバンス株式会社、これの但馬東洋珈琲株式会社の関連というのは、いわゆる経営リソースですとか事業構築を一にするグループ会社であるということございまして、少し説明が漏れていて分かりにくい表現にはなったんですけども、そういうグループ会社の一つで、経営を一にしているというふうに考えていただいていると思います。といいますのも、その一つの例を挙げますと、クロスプロジェクトグループの執行役員が但馬東洋珈琲株式会社の代表取締役であることとか、いわゆる人的リソースを一にしているといったようなところから、経営を一にしているという考え方でなっておるということございまして、分かりにくいというふうにおっしゃったんですけども、今回、但馬東洋珈琲株式会社という名前でJVを組まれたということについては、我々は操作をしておりませんので、会社がグリーンランドみずほ株式会社と協議をされて、JVを組まれたというふうに理解しておりますので、そこのコントロールというのはやっていないということございまして、

それから、JVの経営に関するリスク分散といったようなところだと思うんですけども、

基本的にはJ Vでございますので、この2つの会社で協議をされるということにはなるはずですが、ただ、今回、公募に対して、応募されてきている会社として代表者がグリーンランドみずほ株式会社となっておりますので、その辺りはそのようにJ Vとしては整理をされるというふうには思いますけれども、細かなリスク分散といったようなところは、今後この両方で決めていかれる。4月まで3か月ぐらい時間がありますので、その辺りは決めていかれるものだというふうに理解をしているということでございます。

それから、日本総研の名前を出されたと思うんですけども、日本総研といいますのは、実は令和6年度、前年度に、民間活力導入可能性調査、サウンディング調査を実施した会社でございます。日本総研がサウンディングをやることによりまして、グリーンランドみずほのポテンシャルに気づき、興味を示す会社というのが現れてきたということでございまして、その会社というのが但馬東洋珈琲株式会社であって、そことグリーンランドみずほが接点を結ぶことができやすくなったことによって、その効果を出してJ Vを組まれたというふうに理解しております。そのことでJ Vになったということで日本総研はそういう関わりであるということでございます。

選考委員会の評価につきましては、当課では所管しておりません。後ほど回答があるというふうに思います。

かがやき広場の提案も含めた施設の改善のタイミングですが、これにつきましては、業務計画の中にもいつまでという表記はございません。ただ、そうすることがその施設としてのポテンシャルを上げることを担保しているということでございますので、例えば、指定管理期間の10年間で早期にできるだけすべきではないかという議論がこれからなされるというふうに考えています。ただ、そういう提案があったわけでございますので、提案に沿った事業運営になるということは安易に想像ができるというところでございます。

それから、本町への利益という言い方をされましたけれども、町長も稼げる自治体というふうな話もありますけれども、まずはこの指定管理者という制度を導入している限り、その業務をお渡しするわけですから、指定管理の範疇で経営を担っていただいて、もうけた部分については、その企業の利益になるという構図は変わらないというふうに思っています。ただ、指定管理料というのを考えておりますので、指定管理料というのは町からの歳出になりますので、その部分を経営改善によって下げてくるということは往々にしてあるということでございます。例えば、一番いいのはこれがゼロ円になるということで、完全に会社が経営権を握って、その採算の中でやっていくのが一番望ましいところになるというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 評価基準の関係でございますけども、例えば売上高で言いますと、約50%近くの売上増を10年間で見込んでいるということでございますし、集客人数につきましても約20%の増ということで、そういう計画を見込んでいるということの提案がございました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○8番（東まさ子君） 山崎議員とダブる内容になってるかも分かりませんが、代表者はグリーンランドみずほ株式会社、そして、構成員が但馬東洋珈琲株式会社とあります。この構成員の位置づけというのはどういう役割を果たすことになるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、かがやき広場の改修の話をこれからされるということでありましたが、近くには自然運動公園もあります。いろいろな子どもの施設があります。子どものための雨天でも利用できるようなものを検討されている日本総研の資料がありました。自然公園のあふれた分を受け入れるみたいなそういう感じで書いてあったんですけども、これから子どもも減ったり財政的に厳しい中で、3億円という話も、今、山崎議員からありましたが、そういう初期投資をこれから検討されるということでもありますけれども、町の関わりとしては、このJVが決めたなら町は何もできないのか。これまで、道の駅「瑞穂の里・さらびき」の改修でありましたら、予算が関連しているので、町が採決を取ることになりましたけれども、そういうときの対応というのはどういうふうになるのかお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） まず、1点目でございます。JV（ジョイントベンチャー）、日本語にしますと共同企業体ということでございますので、JVを組むというのは、代表企業があって、それに対して構成員がある。いわゆる企業同士が手を結んで、アライアンス的に共同で事業を行っていくという会社をつくるということでございますので、先ほども答弁を少しさせていただきましたけども、経営責任とかリスク分散といったようなことになると思うんですけど、そういったことは今後検討されていく。しかし、代表者がグリーンランドみずほ株式会社でございますので、その辺りはそのようになっていくというふうには推察できるということでございますが、これにつきましては両企業が協議によってこれから構築さ

れていくべきものでございますので、そういったような理解でお願いしたいというのが1点です。

それから、2点目でございます。かがやき広場の改修、今もございました日本総研が民間活力導入可能性調査で示していますものは、そうすることでこの施設の可能性を上げて、利益率を上げられて、利用者を増やせるというふうを考えて示しているものでございます。それによって提案がなされたものでございますが、議員が先ほどおっしゃったように町が何も手出しできないというのは全く逆で、その企業が勝手にやるということはございません。町がこれは判断をするべきものでございますので、もちろん経費の分担というのは、今後、例えば会社の経営状況ですとか、収益ですとか、損益ですとか、そういったものと併せ持って協議はしていくことになるんですけども、改修判断といいますものは、指定管理者制度に基づく以上は町の責任ということになってございますので、その会社が勝手にやるということはないということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

議案第81号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について》

○議長（梅原好範君） 日程第18、議案第82号 公の施設の指定管理者の指定についてを

議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 一般質問でも、駐車場を広げることと、オペレーションの問題とか答弁の中でやり取りがあったかと思うんですが、今回、指定管理をまた10年間をお願いすることになりますが、オペレーションの面ではどういった改善の効果が期待できるのか。どういったようなオペレーションになっていくのか。そのところで分かる範囲で答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） これにつきましても、一般質問また常任委員会でも少しお話をさせていただきましたが、このたび、グリーンランドみずほにつきましてはJVという形を取りましたけれども、特産館「和」につきましては、従前と同じ、ふるさと振興センターという名前で応募があつて、選定候補者として選定されたということです。その提案内容の中に、先ほども言いました外部リソース、いわゆる外部人材とか外部経営ノウハウを入れ込んでくるという提案がなされたということでございます。

具体的に申しますと、経営中枢の中にゼネラルマネジャーという名前の外部人材を入れるとか、それから、経営の幅の中にプロモーション戦略部とか、マーケティング戦略部といったような形の部署を設けて、そこにも外部の力を入れていくという提案がなされたというふうに伺っているところでございまして、そういう意味で言いますと、今までのオペレーションでかなりV字回復をしているということでございますけれども、それに併せて外の空気を入れて、新しい経営手法にも取り組んでいっていただけないかというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これでは討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

議案第82号 公の施設の指定管理者の指定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第83号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)》

○議長(梅原好範君) 日程第19、議案第83号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

伊藤君。

○9番(伊藤康二君) 4点ほどお願いをいたします。

まず、歳入の6ページ上段、山村開発センターの使用料についてでございますが、これが10万円となっております。それと、24ページ、2段目の光熱費の質問は総務産建常任委員会でもさせていただきまして、図書室の暖房・冷房56万7,000円とお聞きをいたしております。そこで、全体の管理費、維持費は、歳入から歳出を引く、全体としてどれぐらいになるのかお伺いをいたします。

次に、事項別明細書11ページ、12ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費のふるさと応援寄附金事業に関して質問をいたします。今回、基金積立てを1億円追加し、令和7年度のふるさと応援寄附金を5億円と見積もっておられます。私見では、昨年度頂いたふるさと応援寄附金の額を既に超えているのではないかと推察をいたしますが、ふるさと応援寄附金は幾らになっているのかお伺いをいたします。

3点目でございますが、16ページ、歳出、下段、災害時等要援護者支援事業でございますけれども、システム改修委託料がマイナス244万2,000円となっております。その理由をお聞かせください。

18ページ、民生費下段、ひとり親家庭医療費給付費310万5,000円となっております。今、ひとり親家庭は何家庭ほどあるのかお伺いをいたします。

以上、4点でございます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 順番が少し前後しますが、2点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

ページで行きますと12ページでございます。

ふるさと応援寄附金の増額補正でございますけれども、年度当初は4億円を見込んでおったところですが、このたび、1億円の増額で5億円を年度最終で見込むという状況でございます。現時点での寄附額、納付額でございますけれども、議員おっしゃったとおり、昨年度が最終着地額が4億600万円であったものに対しまして、昨日時点、12月21日時点での納付額につきましては4億1,235万900円となっておりますので、昨日時点で昨年度の総額を超えてきているということでございまして、このたびの補正をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 豊嶋瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（豊嶋浩史君） 全体的な管理費ということでございますけれども、今の見込みとしましては約300万円の計上という形になると思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 今の答弁は、山村開発センターの答弁ですね。

原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 3点目のご質問です。

災害時等要援護者支援事業の減額の内容でございますが、こちらにつきましては避難行動要支援者の台帳システムのうち、地図システムの更新を地方債を財源として検討をしておりましたけれども、確認の結果、非適債と判明しましたので、今回減額をさせていただくという内容でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 4点目のひとり親家庭の医療費の助成事業の関係でございます。

家庭数ということでしたけれども、受給者数で報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。11月末現在でございますけれども、206人でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○9番（伊藤康二君） それぞれ答弁いただきました。

ふるさと応援寄附金のことでございますけども、昨年12月の議会の最終日、12月18日に同様の質問があった際、2億5,810万7,000円という答弁がございました。昨年末のふるさと応援寄附金は約3億5,000万円に達しておりました。つまり、ちょうど2週間後で9,200万円弱の寄附金を頂いたということになります。今年度は、既にふるさと応援寄附金が4億円を超えているという答弁でございますので、さらなる追加の補正は必要ないのか。場合によっては年内にふるさと応援寄附金事業に関わる専決処分が必要となってくるのではないかと、答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議員おっしゃるとおり、ふるさと納税の寄附額が増えますと、その結果、返礼品の調達費用でありますとか関連事業費用の増額が必要になってまいります。予算の執行に当たりましては、議会の議決を経ることが基本的な原則ということでございますので、基本的には議会をお世話になり、ご審議いただき、承認を経て初めて効力を持つものであるというふうに考えておりますので、これを尊重することが民主的行政運営の根幹ということは考えております。しかしながら、議会の開催までの期間におきまして、急を要する支出が発生する場合には予備費を活用し、予算措置を講じることも制度上は可能ということで認識をしておりますし、また、議会の開催が間に合わない緊急の事情が生じた場合には、先ほどありましたように、専決処分をもって予算を執行することも制度上は可能であるというふうに認識をしております。基本的には議会をお世話になることを考えておりますけども、場合によっては予備費でありますとか専決処分の活用によって、緊急かつ適切な予算執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○8番（東まさ子君） 26ページの工事請負費の道路修繕工事940万円ではありますが、これは何件予定しておられるのかお聞きをしておきたいと思っております。危険なところということで、ロープを張ったり町がやっていると申すんですけども、長い間そのまま放置されているところがあるんですが、地元の要望について、優先順位をつけてやっていただいていると思うんですが、見るからに危険なところが長い間そのままになっているということもありますので、今回、何件予算化されているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小松土木建築課長。

○土木建築課長（小松聖人君） ただいまのご質問です。維持修繕工事で、件数としては9か所を見ております。舗装修繕につきましては3か所としております。公衆用道路の関係で、地元の協力の下、舗装工事が1件ございまして、町の負担金として1件挙げております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

山崎君。

○5番（山崎眞宏君） 事項別明細書の歳出の13、14ページの1目、戸籍住民基本台帳費の中長期在留者居住地届出等事務に関してですけど、該当する90日を超える方は本町に何人おられるのかお伺いいたします。

2点目です。

15、16ページ、3款、民生費、1目の社会福祉総務費の災害時等要援護者支援事業、システムの改修委託料244万2,000円が不用になっていると思うんですが、理由をお伺いいたします。

3点目です。

21、22ページの4款です。1目の塵芥処理費のごみ減量化対策事業の生ごみ堆肥化処理機器等購入助成金が20万円でしたが、18万円増えているんですが、何件申請が増えたのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） 1点目の中長期の関係でございます。すみませんが、資料を持ち合わせておりませんので、お答えをさせていただくことができません。

続きまして、生ごみの処理の関係でございます。これにつきましては、現在までに15件申請をいただいているというようなことで、今後の見込み等で増額をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 2点目のご質問につきまして、災害時等要援護者支援事業につきましては、先ほど伊藤議員にお答えをさせていただきましたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○6番（山崎裕二君） 33ページ、34ページの給与費明細書、34ページ、時間外手当が

1, 268万4, 000円増えている。このうち、事項別明細書を確認しますと、6項目ぐらい出てきております。京都府知事選挙に伴う292万4, 000円は分かるんですが、ほかの、例えば農村情報施設管理費で90万円、商工総務費で280万円、土木総務費で250万円、学校給食費で30万円、そして一番大きいのがこども園費で300万円というのがあったかと思うんですが、こども園に関しましては、今年からたしかAIか何かを使ったシステムを入れて、なるべく業務が効率化するようなどころを行っている中で300万円の増額となっております。それぞれについて、時間外手当が増額になった理由をお示しいただきたいのがまず1点です。

2点目ですが、13ページ、14ページ、地域にぎわいづくり補助金事業で50万円の減額とあります。当初予算では18件で920万円弱の予算がついてたかと思うんですが、この予算のつけ方を考えますと、去年の大体10月ぐらいに区とか自治会に要望を取られて、そしてそれに基づいて当初予算がついています。今回、50万円の減額となった理由、区・自治会にどんな事情があったのか。そういったところをお示しいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 時間外の内訳でございます。農村情報施設管理費でございますが、これはケーブルテレビの取材がちょっと増えたというものでございますし、商工総務費でございますが、これはふるさと納税に関する業務も増えておるということでございます。土木費でございますが、これにつきましては一定人員不足が考えられます。それから、こども園費でございますが、これは例年のことなんですが、秋口から冬にかけては園の行事がたくさんあります。そういった関係で、今おっしゃったようなAIとはまた別の、行事に係ります時間外が増えているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 2点目でございます。

当初、18団体からの要望がございまして予算化をしておりましたが、申請段階で16団体になったということでございます。理由としましては、1点は、年度内の事業完了が難しいという判断をされたと聞いておりました、あとは申請がされなかったということでございまして、2件の減ということで減額をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○6番（山崎裕二君） 答弁漏れも含めて指摘しますと、31ページ、32ページの学校給食

費の時間外手当について説明がなかったかと思います。

そして、こども園費については、例年どおり、秋口から冬にかけて時間外手当がイベントで増えるということであるならば、なぜ当初で見込めないのか。そこについても答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 時間外の総額につきましては、当初予算の編成段階で一定調整をしておるという状況でございますので、そういった今回のような補正が生じるというものでございます。

それから、学校給食費の時間外の増加については、ちょっと私のほうでは詳細は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 学校給食費の時間外ですけれども、計上させていただいているのはフルタイムでございます。夏に人員減に伴う人員不足ですとか、機械の経年劣化による故障により、朝一、洗米機が壊れて手洗いでお米を洗うなど対応いただいている点で、それが何日か続いたというようなこともございまして、一定額計上させていただいています。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

東君。

○8番（東まさ子君） 今の時間外手当の件ですけれども、私もこども園が夜遅くまで電気がついているとか聞いたこともあるんですけれども、全体的に、時間外勤務が80時間超えとか、100時間超えとか、そういう状況というのはないのかどうかお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 令和7年度はまだ年度途中でありますので、詳細な数字は持ち合わせておりませんが、令和6年度でありましたら、100時間超えの職員も数名あったということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

議案第83号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算(第3号)を原案のとおり決すること
に賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩に入ります。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長(梅原好範君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第20、議案第84号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)》

○議長(梅原好範君) 次に、日程第20、議案第84号 令和7年度京丹波町国民健康保険
事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

議案第84号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第85号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第21、議案第85号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○5番（山崎眞宏君） 歳出の9ページ、10ページです。

地域密着型介護サービス給付事業費の地域密着型介護サービス給付費が1,664万6,000円の減額となっている一方、同じく、施設介護サービス給付費が1,663万1,000円の増額となっています。ほぼ同じ金額が逆の動きをしているので、そこで質問させていただきます。この給付費の大きな変動、特に地域密着型サービスの減額と施設サービスの増額はどのような背景によるものかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） まず、地域密着型介護サービス事業でございますが、こちらにつきましては、地域密着型介護、老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる特別養護老人ホームですが、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護といった各費目で減少が見られます。特養に関しましては短期入所の利用者が多く、当該費目での支出が減少したというふうに聞いております。また、小規模多機能型居宅介護でございますが、本年5月から本町で新たに開始されたサービスということで、需要の見込みが少し大きかったという状況でございます。また、施設介護サービス給付事業でございますが、こちらは増額をさせていただいております。主に介護老人保健施設、また介護医療院で増額が見られます。両方とも月ごとの件数増減がございますが、傾向を若干把握しづらいところがあります。1件ごとの金額が比較的大きいために、利用者の動向によって金額が大きく変化する

という費目になっております。両方の費目で約1,600万円ずつの動きがございますが、それぞれの支給実績と今後の支給見込みを基に算出しておりますので、似通った金額になっておりますが、両者に直接の関係はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

議案第85号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第86号 令和7年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第22、議案第86号 令和7年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 育英金の給付実績を見ますと、令和6年度は588万円に対して、令和7年度は414万円ということで、174万円の減少がありました。特に、高校生、専門学校生で、令和6年度に比べて給付してる人数が半減してるわけなんですけど、特に高校生が半減した理由について、何か分析できていることがあればお示してください。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 今の半減の理由というところなんですけども、昨年度から高校3年生については就職された方や退学があったり、単純に応募がなかった方がありまして、特別な理由というものは把握はできておりませんが、申請がなかった方も含めまして、一定数減少したと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

議案第86号 令和7年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第87号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第23、議案第87号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 事項別明細書7ページ、8ページです。同じ質問を一般会計でもしておりますが、時間外勤務手当が36万6,000円増えております。人件費の中で占める割

合としては大きいほうかなと思うんですが、この増えた要因についてお示してください。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 具体的に言いますと、日吉線のパートの運転士の確保ができないときがございまして、フルタイムの時間外が増加をしたということでございまして、そういうことも想定して計上させていただいておるといようなこととございまして、

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

議案第87号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第88号 令和7年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第24、議案第88号 令和7年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 12月16日、火曜日に、医療法第25条に基づく南丹保健所の医療監視があったかと思えます。指摘があった事項、そして、それによって改善につながった事項をお示しいただければと思えます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 今お話ありましたとおり、医療監視が入ったわけでございますが、大きな指摘事項はございませんでした。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

議案第88号 令和7年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第89号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）》

○議長（梅原好範君） 日程第25、議案第89号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 今年もご多分に漏れず漏水があります。管路の修繕でありますとか、その後、アスファルトの施工のし直しとか、かなりの予算を執行されていると思います。例年格好で言いますと、大体予算の執行率は例年並みなのか。そしてそれにも関連するんですが、予算の残としては、あとどれぐらい修繕に関する予算が持たれているのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 修繕に関する予算についてなんですけども、恐らく緊急の漏水修繕の部分に当たるかと思うんですけども、予算については例年格好ということでさせていただいております、また金額もそうなんですけど、今年は件数が多少例年よりも多いかなというところにはなるんですが、金額につきましては、工事の大小もありますので、例年と変わらずぐらいの推移をしているかなというようなところがございます。現時点で残額については持ち合わせておりませんので、失礼します。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

議案第89号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

《日程第26、議案第90号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） 日程第26、議案第90号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梅原好範君) これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

議案第90号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(梅原好範君) 挙手全員であります。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第91号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算(第4号)》

○議長(梅原好範君) 日程第27、議案第91号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長(畠中源一君) それでは、本日追加提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第91号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算(第4号)につきまして、補正前の額135億7,431万4,000円に2,470万8,000円を追加し、補正後の額を135億9,902万2,000円とすることをお願いしております。

子ども1人当たり2万円を給付する物価高対応子育て応援手当支給事業の計上をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長(梅原好範君) 補足説明を担当課長から求めます。

山内財政課長。

○財政課長(山内明宏君) 議案第91号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算(第4号)につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、事項別明細書 7 ページ以降の歳出からお願いをいたします。

3 款、民生費、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費の物価高対応子育て応援手当支給事業に 2, 470 万 8, 000 円の計上をお願いするものであります。

今般、国におきまして、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、強い経済を実現する総合経済対策において、ゼロ歳から高校 3 年生までの子どもたちに 1 人当たり 2 万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが決定されたところであり、国の補正予算が成立した際には、迅速に住民の皆様にも物価高対応子育て応援手当を支給できるよう通知があったところであります。

これらを踏まえ、本町におきまして早期に支給を開始できるよう必要な経費について予算計上を行ったものであります。

支給対象者としましては、令和 7 年 9 月 30 日時点の児童手当支給対象児童を養育する父母等をございまして、対象児童には令和 7 年 10 月 1 日以降、令和 8 年 3 月 31 日までに生まれる新生児も含むとされており、本町の支給対象者数を 1, 200 人と見込んでおります。

歳出の内容といたしまして、18 節、負担金、補助及び交付金の物価高対応子育て応援手当に 2, 400 万円を計上しております。

あわせて、業務に必要な経費として、3 節、職員手当等に 10 万円を、10 節、需用費に 25 万 4, 000 円を、11 節、役務費に 25 万 2, 000 円を計上するとともに、18 節、負担金、補助及び交付金のシステム改修負担金に 10 万 2, 000 円を計上しております。

次に、5 ページから 6 ページまでの歳入をお願いをいたします。

本事業に係る財源につきましては、16 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、2 目、民生費国庫補助金の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金に 2, 400 万円を、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金に 70 万 8, 000 円をそれぞれ計上しております。

以上、議案第 91 号 令和 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 4 号）の補足説明といたします。ご審議賜りますよう、よろしくをお願いをいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6 番（山崎裕二君） 国の補正予算の成立をもって、速やかに提案いただきありがとうございます。

子ども1人当たり一律2万円の支給で1,200人を見込んでいるということですが、今後の支給に向けたタイムスケジュール、児童手当でいいますと次は2月10日になるかと思うんですが、それよりも早くなるということで、恐らく補正予算を今回追加で提案されたものだと思いますが、その点についてお示してください。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） 今後のスケジュールでございますけれども、事務的なスケジュールも含めてご説明させていただきます。

今回の補正予算を成立いただきましたら、今後、対象者の把握をするためにシステムの改修を行います。その後、1月には対象者の方に通知をさせていただきたいと考えております。この通知なんですけれども、受け取り拒否の確認というのが必要でして、2週間程度設けなければいけないこととなっております。その後、できるだけ早期の支給をしたいと考えておりますけれども、第1回目の支給が恐らく2月頃になるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

議案第91号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することと賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

《日程第28、発委第7号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） 日程第28、発委第7号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

西山議会運営委員長。

○議会運営委員長（西山芳明君） それでは、発委第7号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、趣旨説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、人事院勧告によります一般職の給与改定に準じ、町の特別職と同様に、年間の期末手当の支給月数を改正するものであります。

1枚めくっていただきまして、第1条関係では、新旧対照表のとおり、第6条、期末手当におきまして、12月に支給する期末手当を0.05月引き上げるものでございます。

同じく、次のページ、第2条関係におきまして、令和8年度からは、6月、12月でそれぞれ0.025月引き上げ、均衡を図るものであります。

以上、発委第7号の趣旨説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより発委第7号を採決します。

発委第7号 京丹波町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手全員であります。

よって、発委第7号は、原案のとおり可決されました。

《日程第29、閉会中の継続調査について》

○議長（梅原好範君） 日程第29、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和7年第4回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 西山芳明

〃 署名議員 谷口勝巳